

スポーツ・ハラスメント の対策について

埼玉総合法律事務所
弁護士 佐渡島 啓

スポーツ・ハラスメントとは

スポーツの現場において、暴力・暴言・ハラスメント・差別など「安全・安心にスポーツを楽しむこととを害する行為」のこと

～指導者と指導を受ける者との関係のみならず、
スポーツの現場における関係者の誰によっても、
また誰に対してであっても起こりえる。

JSPO(<https://www.japan-sports.or.jp/spohara/>)

スポハラと制裁

- ▶ 民事責任 ~ 損害賠償
(治療費、逸失利益、慰謝料など)
- ▶ 刑事責任 ~ 暴行罪、傷害罪、侮辱罪、名誉毀損罪、強制わいせつ罪、強制性交罪、強要罪など
(罰金刑、懲役刑など)
- ▶ 所属団体からの処分
~資格取消、資格停止、(厳重) 注意

スポハラと法令

【民事責任】

- ▶ 暴力・ハラスメントをおこなった本人
～不法行為（民法709条）に該当し、損害賠償責任。

- ▶ 加害者の所属する団体
～使用者責任（民法715条）、安全配慮義務違反（民法415条）で損害賠償責任を負うことも。

スポハラと法令

【民事責任】

◎ 前橋地裁平成24年2月17日判決

高校女子バレーボール部の顧問が、部員（中学校在学中から、ジュニアオリンピック群馬県代表選手などに選出されるほどのバレーの実力を有していた）に対して、日常的に暴行（平手又は竹刀を用いて頭やおち等の身体枢要部を複数回にわたり叩くなど）。その後、部員は退部し、うつ状態などと診断され、転校。

→慰謝料130万円

◎ 東京高裁平成17年12月22日判決

中学校の剣道部活動中に顧問教諭が女子生徒の腰を、女子生徒が痛みを感じる程度に1回蹴った。

→（注意や体罰を与えるためではなく、親しみを込める気持でされたとしても）慰謝料10万円

スポハラと法令

【民事責任】

◎ 熊本地裁平成9年6月25日判決

県と市のバドミントン協会の役員にあった男性が、実業団チームに所属していた女性バドミントン選手を強姦し、その後も継続的に性関係を強要。バドミントン選手は退部し、会社も退職。

→慰謝料300万円

◎ 東京地裁令和2年8月28日判決

大学の女子ソフトボール部の監督が、監督室で、約1ヶ月にわたり、部員を膝の上に座らせたり、抱擁するなどした。

→慰謝料70万円

スポハラと法令

【刑事责任】

▶ 暴行罪（刑法208条 2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）

◎ 大分簡裁令和2年10月19日判決

小学生女子バレーボールクラブで指導していた男性監督が、練習中の声が小さいなどの理由で小学6年生の女児に平手打ちなどの暴行。

→罰金10万円

◎ 名古屋高裁平成28年3月23日判決

高校の野球部の監督が、部員の頬を相応の力で平手で3回たたく暴行を加え、表情等に変化が感じられなかつたため、続けて、頭部を相応の力で左手の拳で1回殴るなどの暴行。

→罰金2万円

スポハラと法令

【刑事责任】

▶ 傷害罪（刑法204条

15年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

◎ 神戸地裁令和2年2月15日判決

中学柔道部の顧問が、武道場の冷凍庫にあったアイスキャンディーを1年生の男子部員2人が無断で食べたとして激高、投げ技や寝技をかけ続け、1人に全治約3ヶ月の胸椎圧迫骨折、もう1人には全治1週間の左脚挫傷を負わせた。

→懲役2年・執行猶予3年

スポハラと法令

【刑事责任】

▶ 傷害罪（刑法204条 15年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

◎ 大津地裁平成28年7月20日判決

少年団のバレーボール部（団員10名）のコーチAが、サーブ練習の指導に当たり、部員らに対し、サーブミスをした部員の背中を平手で殴打することを指示するなどし、監督とコーチBはこれを黙認した。

コーチAの指示に従った部員9名が、サーブミスをした被害女児の背中辺りを平手で多数回殴打する暴行を加え、全治約5日間を要する背部打撲、腰部打撲の傷害を負わせた。

→コーチAと監督は罰金30万円、コーチBは罰金20万円

スポハラと法令

【刑事责任】

▶強制わいせつ罪

(刑法176条 6月以上10年以下の懲役)

◎ 京都地裁令和4年1月11日判決

空手道場の会長が、教え子である10代の少女に対し、マッサージと称して胸を露出させ、指で数回押すなどの行為を常習的におこなっていた。

→懲役1年6月

◎ 福岡地裁小倉支部令和2年1月18日判決

武道教室を開いていた男性が、約1年間、指導と称して当時5~9歳の女児3人を一人ずつ控室に連れ込んで体を触るなどし、その様子をスマートフォンのカメラで撮影。強制わいせつが21件、動画撮影が14件。

→懲役7年

(パワー) ハラスメントとは

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③ 労働者の就業環境が害されることをすべて満たすもの。

労働施策総合推進法 30条の2
(通称、パワハラ防止法)

スポーツ指導とセクハラ

例えば、

- ・ひわいな言葉を発する。
- ・性的な私生活について話題にする。
- ・不必要にマッサージなど身体接触のある行為をする。
- ・選手を二人きりの食事などに誘う。
- ・性的な指向等をからかう。
- ・裸で練習させる。

cf. 岡山地裁倉敷支部平成19年3月23日判決

高校野球部監督が、部員11名に対し、「メンタルトレーニング」と称して、全裸の状態でグラウンドでのランニングを強要。

→**強要罪**が認められ、他の暴行罪も含め懲役1年6月、執行猶予3年

スポーツ団体における対策

- ▶ **事前の予防策** ~
研修などによる啓発など

- ▶ **事後の適切な対応策** ~
不祥事に対する適切な処分手続など

スポーツ団体における対策

- ▶ 暴力・ハラスメント等不適切行為根絶に向けた研修
 - スポーツ団体ガバナンスコード
〈一般スポーツ団体向け〉（2019）

原則 3 暝力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

スポーツ団体における対策

① 被害申告者からの事情聴取

- ・迅速に対応する。

► 東京地裁令和3年2月9日和解

男子中学生（甲）が柔道で、指導者との乱取りで片羽絞めを受けて一時、意識を失い、両手などにしびれが残った。

甲と指導者との関係は、指導者に対して慰謝料4万円の請求を認め
る判決が確定して解決した。

他方、甲と保護者は、全日本柔道連盟（全柔連）のコンプライアンスホットラインにこの件を通報したが、全柔連は甲への聞き取りをせず、県柔道協会からの報告に基づいて「指導の一環だった」と回答。

甲と保護者が「競技団体の義務を履行していない」として、全柔連に
対してそれぞれ慰謝料150万円を求めて、東京地裁に提訴した。

和解条項は、

- ・全柔連が内部通報に対して通報者や対象者の言い分を十分に聴取
すること
- ・通報を受けた案件の調査や処分を加盟団体に委ねる際の具体的な
基準を定めること
- ・など。

スポーツ団体における対策

① 被害申告者からの事情聴取

- ・迅速に対応する。

▶横浜地裁平成16年7月8日和解

公務員であるAが、勤務時間外の懇親会等で係長Bからセクハラ行為を受けたため、後日セクハラ相談担当者Dに苦情申出を行ったが、相談窓口責任者であるCによるその後の対応に違法な義務違反があったとして、被告市に対し国家賠償を求めた。

【事実経過】

H13.4頃～H13.10.24 係長Bによるセクハラ

H13.10.29 AがDに被害申告

H13.10.30 D→Cに報告、相談票を引渡す

H13.11.1～H13.11.13 Cが係長Bに事実聴取、CからAには連絡なし

H13.11.14 AがDを通じてCに進捗問い合わせるが、Cから連絡なし

H13.11.15 AがCを訪ねて面談

H14.2.25 Aが市長に対し、Bの異動などを求める通知を送付。

⇒CがAに対して何らの措置をとらず、Bに対しても何らの措置も検討せず、何もしなかったと評するほかない」とし、慰謝料80万円が認容。